

1. 労災の障害等級の男女差の見直し

労働者災害補償保険(以下、労災保険と書きます)は、労働者の業務災害、通勤災害に対する治療などの療養のみならず、その傷病が治ったときに「労働者災害補償保険施行規則」に定める障害等級に該当する障害が残った場合には、労災保険から障害補償給付が支給されます(労災保険にはその他にも様々な保険給付などがあります。詳しくはお気軽にお尋ねください)。障害等級は第1級から第14級まであって、定められた日数分の平均賃金に相当する給付基礎日額が第1級から第7級までは年金として、第8級から第14級までは一時金として支給されます。

業務上や通勤の途中での事故で、頭や顔、首といった外貌(日常的に人目につく部分、外見)にやけどや傷跡などが残った場合に支給される障害補償給付は、これまでは障害が同じ程度でも男性は女性よりも低い等級に取り扱われてきましたが、去年の6月に障害が同じ程度でも男性が女性より低く取り扱われることは違憲であるという判決が京都地裁で出ました。厚生労働省はこれを受けて障害等級を見直し、改正省令を2月1日に施行しました。

改正省令の具体的な内容は、(1) 現在男女別となっている障害等級について、男性の等級を女性の等級に引き上げるかたちで改正し、障害の程度に応じ男女とも同一の等級として評価する、(2) 医療技術の進展により、傷跡の程度を、相当程度軽減できる障害を、新設する「第9級」として評価する、の2点で、男女共に障害の重い順に第7級(年金として131日分)、第9級(一時金として391日分)、第12級(一時金として156日分)の障害等級となります。

男女平等は憲法第14条に規定された権利であり、真の男女同権の実現のためには、女性差別が絶対にあってはならないのと同様に男性差別ももちろんあってはなりません。その意味でも今回の改正省令は、意義が深いものでしょう。

2. 有期労働契約締結の注意点 ~「雇い止め」のトラブル回避~

期間を定めて締結した労働契約「有期労働契約」で、契約更新を繰返し、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新を行わず期間満了をもって退職させる等の、いわゆる「雇い止め」トラブルが増加しています。

厚生労働省では、「有期労働契約の締結、更新及び雇い止めに関する基準」として、(1)「契約締結時の明示事項等」、(2)「雇い止めの予告」、(3)「雇い止めの理由の明示」、(4)「契約期間についての配慮」を策定しています。まず、初めの契約の時、契約の更新はあるのか、あるならばどんな基準で判断するのかを明示しなければならないとされています。また、有期労働契約を締結する場合、期間の長さについては上限3年(原則)という定めがありますが、1年以上の契約を締結した時は1年を経過した時点より、労働者側からいつでも退職を申し出ることが出来るという労働者への配慮もされています。

平成20年3月より施行された労働契約法は、有期契約労働者にも適用され、(1)やむを得ない事由がない場合に契約期間満了までの期間において解雇ができないこと、(2)契約期間を必要以上に短い期間として反復・更新しないようにすること、などが規定されています。また、締結等の基本ルールとして、(1)労働契約の締結や変更にあたり労働者に契約内容についてきちんと説明を行うこと、(2)労働契約の内容についてできる限り書面により確認することとされています。

人を雇う時は、正社員だけでなく、アルバイトや有期雇用の従業員であっても、安易な口約束ではなく、きちんと雇用契約内容を書面で交わしておきましょう。通知していなくてトラブルとなった際、使用者側の雇用時の義務を果たしていないとされてしまい、不利な立場となりかねません。

編集後記

先日、初の大阪に。なんばの有名はグリコの電子看板やかに道楽、阪神タイガースが優勝した時に飛び込む橋、二度つけ禁止の串カツや、名物店長のいるお好み焼きなど、大阪グルメもしっかり堪能。でも、やっぱりユニバーサルスタジオジャパンは初めてだったからか、とても楽しめました。正直、その映画を見ていないと、アトラクションの意味が今一つわからないところもありましたが、それでも、3D映像を駆使したジェットコースター型のアトラクションがた〜さんあり、大声と悲鳴を上げて、水しぶきもいっぱいあびて、まさに童心に戻ったようでした。ユニバに行くなら、ぜひ雨ガッパ持参でお出かけくださいませ。できれば夏がいいかも…。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)